

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 前項の補償基礎額は、従事者が防災業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断により病気の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>267円</u>（従事者に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については<u>333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>（従事者に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については<u>300円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 前項の補償基礎額は、従事者が防災業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった場合に<u>あっては</u>、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>（従事者に第1号に掲げる者がいない場合に<u>あっては</u>、そのうち1人については<u>367円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> 〔新設〕</p>

(4) 60歳以上の父母及び祖父母	(3) 〔同左〕
(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(4) 〔同左〕
(6) 重度心身障害者	(5) 〔同左〕
4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる従事者については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる従事者については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうちの1人を除く。）に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 新条例第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうちの1人を除く。）に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族（従事者に同項第1号に該当する者が不在の場合における同項第2号に該当する扶養親族のうちの1人を除く。）に係る部分に限る。）に基づく損害補償として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく

損害補償の内払とみなす。